

改正

平成19年12月26日規則第80号  
平成23年6月30日規則第37号  
平成26年3月31日規則第37号  
令和2年3月25日規則第9号  
令和3年3月31日規則第18号

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（昭和51年鈴鹿市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入居の資格)

**第2条** 条例第2条第1項に規定する市長の指定する日は、昭和50年11月10日とする。

2 条例第2条第2項に規定する住宅に困窮すると認められる世帯は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 前項に規定する日以後鈴鹿市一ノ宮小集落地区改良事業の対象地区内において、災害により住宅を失ったもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に条例第1条の改良住宅（以下「改良住宅」という。）を必要と認めるもの

(入居の申込み)

**第3条** 条例第4条の規定により改良住宅の入居の申込みをしようとする者は、改良住宅入居申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(入居承認書)

**第4条** 市長は、条例第5条の規定により改良住宅の入居を決定したときは、改良住宅入居決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(契約書の添付書類等)

**第5条** 契約書には、改良住宅の入居を決定された者（以下「入居決定者」という。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

2 条例第6条第3項に規定する特別な事情は、次に掲げるものとする。

(1) 入居決定者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(2) 入居決定者に3親等以内の親族がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めたとき。

(連帯保証人)

**第5条の2** 入居者は、次の各号に掲げるとき又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1) 連帯保証人が死亡したとき。

(2) 連帯保証人が破産の宣告を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不相当と認めたとき。

2 連帯保証人が保証する極度額は、入居を決定した時の家賃の30月分に相当する額とする。

(緊急連絡先)

**第5条の3** 条例第6条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者（以下この条において「緊急連絡先となる者」という。）を定め、緊急連絡先届出書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

(入居決定の取消し)

**第6条** 市長は、改良住宅への入居を決定した者について、条例第7条の規定によりその入居の決定

を取り消したときは、改良住宅入居決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（入居の承継）

**第7条** 条例第8条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、改良住宅入居承継承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 条例第8条第1項の承認は、改良住宅入居承継承認書（第6号様式）によるものとする。

（同居の承認）

**第8条** 条例第9条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、改良住宅同居承認申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 条例第9条第1項の承認は、改良住宅同居承認書（第8号様式）によるものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

**第9条** 条例第14条に規定する家賃の減免又は徴収猶予は、おおむね次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

（1）減額を必要とする場合 次の基準

ア 入居者の収入が当該改良住宅の家賃の6倍以下の者

イ 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者

（2）免除を必要とする場合 次の基準

ア 入居者が天災その他避けることのできない理由によつて著しい損害を受けた場合

イ その他アに準ずる者

（3）徴収猶予を必要とする場合 第1号ア又はイに準ずる者で、特に減額の必要を認めない者

2 前項の規定による家賃の減免又は徴収猶予の申請は、改良住宅徴収猶予家賃減免申請書（第9号様式）によるものとする。

（入居者の保管義務）

**第10条** 条例第17条第2項第2号の承認をする場合は、その目的がその住宅団地の福祉又は管理上特に必要があると認められるもので近隣の妨害となり若しくは汚損の懸念のない場合に限るものとする。

2 条例第17条第2項第2号の市長の承認を受けようとする者は、改良住宅用途一部変更承認申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

3 条例第17条第2項第3号の承認をする場合は、住宅の保全に支障のない程度のもので、環境、外観、保健衛生その他実情を勘案し、必要やむを得ないと認められる場合に限るものとする。

4 条例第17条第2項第3号の承認を受けようとする者は、改良住宅模様替え、増築、敷地内の工作物建設等承認申請書（第11号様式）を提出しなければならない。

（住宅の返還）

**第11条** 条例第18条の規定による届出は、改良住宅返還届（第12号様式）によるものとする。

（住宅の明渡し）

**第12条** 条例第19条第1項の規定による改良住宅の明渡し請求は、改良住宅明渡し請求書（第13号様式）によるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年12月26日規則第80号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**（平成23年6月30日規則第37号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第37号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月25日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条から第5条の3までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に入居を決定した者について適用し、同日前に入居を決定した者（以下「既存入居者」という。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、既存入居者について、施行日以後に、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例第8条第1項の規定により市長が入居の承継を承認する場合又は当該既存入居者が新たな連帯保証人を立てようとする場合は、この限りでない。

**附 則**（令和3年3月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

**第1号様式**（第3条関係）

改良住宅入居申込書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申込者 住所  
氏名  
電話番号

改良住宅に入居したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第3条の規定により申し込みます。

なお、申込みに当たり、入居資格審査における入居申込者及び同居予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。

入居予定者

氏名	生年月日	続柄	職業	勤務先及び勤務内容	別居中の者はその住所
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

**第2号様式**（第4条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

改良住宅入居決定通知書

下記のとおり改良住宅の入居を決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

1 住宅所在地 鈴鹿市 町 番地

2 住宅番号 改良住宅 号

3 家賃 1か月 円

4 入居期間

5 入居期間内に入居しないとき、又は当該入居に関し不正行為があると認めるときは、この承認を取り消します。

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

小集落改良住宅緊急連絡先届出書

連帯保証人の連署を必要としないことから、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第5条の3第1項の規定により、下記の者を届けます。

記

（フリガナ） 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 -		
電話番号	自宅（ ） -	入居者との関係	
	携帯 - -		

備考

- 1 入居者又は同居者以外の方を記入してください。
- 2 火災や漏水事故、安否確認等の際に入居者又は同居者の方と連絡が取れない場合、緊急連絡先に連絡させていただきます。
- 3 緊急時の対応のご協力をお願いする場合がありますので、なるべく親族の方で、鈴鹿市内に居住している方を連絡先としてお願いします。

第4号様式（第6条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

改良住宅入居決定取消通知書

年 月 日付け鈴 第 号で決定しました改良住宅の入居について、下記の理由により入居を取り消しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

理由

第5号様式（第7条関係）

改良住宅入居承継承認申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

承継者住所

氏名

元名義人

下記のとおり現在入居している改良住宅に引き続き居住したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第7条第1項の規定により入居の承継の承認を申請します。

なお、入居資格審査における承継予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。

所在地	鈴鹿市
住宅番号	改良住宅第 号
承継者の職業又は勤務先	
収入月額	円
元名義人との続柄	
承継を開始しようとする日	年 月 日
承継する理由	

備考 元名義人との関係を証明する資料を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

改良住宅入居承継承認書

下記の住宅について、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第7条第2項の規定により、下記の条件を付して入居の承継を承認します。

所在地	鈴鹿市 町
住宅番号	改良住宅第 号
承継者	
元名義人	
元名義人との続柄	
承継開始日	年 月 日
承継の条件	

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者氏名

改良住宅同居承認申請書

下記の者を同居させることについて、承認を得たいので鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

なお、同居を申請する当たり、入居資格審査における同居予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。

記

入居しようとする住宅の所在地及び番号		鈴鹿市 町	改良住宅第 号	入居者氏名	本人を含む入居者数	名
同居予定者氏名	性別	生年月日	現入居者との続柄	現住所	勤務先所在地及び名称	職種
		年 月 日				
		年 月 日				
同居承認申請理由				同居の期間		

(住宅管理人氏名 )

第8号様式（第8条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

改良住宅同居承認書

年 月 日付けで申請のあつた同居については、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第8条第2項の規定により承認します。

同居者

氏名	性別	生年月日	続柄	職業	同居承認期間
		年 月 日			
		年 月 日			

備考 改良住宅同居者は、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則及び市長の指示事項を遵守すること。

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者 氏名

改良住宅 徴収猶予 減免 申請書

下記のとおり家賃の徴収猶予 減免 を申請したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

住宅所在地及び番号		家賃月額（円）	減免希望額（円）	徴収猶予 減免機関		
鈴鹿市 町 号						
入居者	氏名	続柄	生年月日（年月日）	勤務先所在地及び名称	職業	月収（円）
		世帯主				
理由						

住宅管理人の意見

住宅管理人 氏名

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者

改良住宅用途一部変更承認申請書

下記のとおり改良住宅の用途の一部を変更したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 住宅 鈴鹿市 町改良住宅第 号
- 2 用途
- 3 変更する部屋数及び畳数
- 4 工事内容 別紙設計書及び仕様書のとおり
- 5 用途変更の期間
- 6 用途変更の理由

住宅管理人の意見

住宅管理人氏名

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者

改良住宅，模様替え，増築，敷地内の工作物建設等承認申請書

下記のとおり模様替え，増築，敷地内の工作物建設をしたいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第10条第4項の規定により申請します。

記

- 1 住宅 鈴鹿市 町改良住宅第 号
- 2 用途
- 3 工事内容 別紙設計書及び仕様書のとおり
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 理由

住宅管理人の意見

住宅管理人氏名



第12号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者

改良住宅返還届

下記のとおり改良住宅を返還したいので鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 所在地及び番号 鈴鹿市 町改良住宅 第 号
- 2 退去年月日 年 月 日
- 3 転居先 電話番号
- 4 原状回復の有無 有 無

住宅管理人氏名

第13号様式（第12条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

改良住宅明渡し請求書

下記の改良住宅に係る使用承認を取り消しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第12条の規定により  
年 月 日までに改良住宅を明け渡してください。

記

- 1 明渡しをすべき住宅の所在地及び番号 鈴鹿市 町改良住宅 第 号
- 2 明渡し請求の事由
  - (1) 不正行為による入居
  - (2) 家賃又は割増賃料3か月以上滞納
  - (3) 改良住宅又は共同施設を故意に毀損
  - (4) 入居者の保管義務違反
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、条例に違反する行為